

か。

【議論内容】

・人口の減少状況によつては、定員の見直しが必要であるが、人口6千人台のうちは減らす必要はない。
 ・人口に応じ、減員する場合も、議会の機能を維持するため議員数の下限は決めるべき。

【報酬】

◎生活の安定（生活給）と考えるか、活動の対価（報酬）として考えるか。

【議論内容】

・生活給の安定とし、たとえ30万円にしても、仕事を辞めて立候補するとは考えづらいので、あくまで活動の対価と考える。

◎住民に理解される範囲を想定した額にするか、活動の対価として妥当な額にするか。

【議論内容】

・最終的には住民の理解を得ることが大前提であるが、最初から納得してもらえそうな額とするのではなく、



議会の活動量に応じた額を提示し、住民の理解を得る方向で考える。

◎若いなり手を意識し、専業をベースとした額とするか。

【議論内容】

・若者だけではなく、議員になりたいという方が立候補しやすい額とし、生業を維持しながら議員活動ができる環境整備をしていく。

結論

定数は11人とし、現状維持とする。

新十津川町議会では、平成3年に定数を20人から18人とし、以後減らし続けてきました。

それは、行財政改革が全国的に叫ばれる中、他にもれず減員してきたこと、また、選挙直前の情勢から欠員になることが予想され、それを回避するためという理由でした。

今回の理由により定員を維持するという結論としました。

【現状維持とした理由】

地方分権が進み、地方議会も多様な視点から政策研究及び提案が必要となりました。

そのため、議会機能の充実強化が今後、より必要であるため現状の定員を維持し、活動の明確化及び役割分担、議員個々のスキルアップにより議会活動を充実強化を図ることが必要と考え



ました。

報酬は活動の対価とし、増額とする。

新十津川町議会の現在の報酬額は、平成15年から現在の額を維持してきています。この間定数は3名減員し、一部事務組合の数は1組合、常任委員会の数は1委員会増加しています。

報酬については、定数との兼ね合いや、住民理解という点から大きく議論が分かれました。「増額」という方向までは出すことができましたが、額を決めるには、更なる試算と議論が必要であり活動の対価として誰れもが納得する根拠を示すため、もう少し様々な試算を行うこととしました。

【報酬増額とした理由】

委員会活動等を強化したことにより議会における議員の活動量が増えています。これに加え、地域住民からの要望や請願、議員個々による調査研究、議員になったことによる他の役割など

を含めると、かなりの時間数となります。どこまでを議員の活動に含めるかが論点になりますが、議員活動の対価としてふさわしく、議員がやりがいを持ち活動できる報酬額を検討していきます。

最後に

本来であれば、この特集で次期改選に向けた定数と報酬額の考え方を特集記事として取り上げたかったのですが、報酬の額までは更なる議論をしなければなりません。議員のなり手不足という課題から、議会のあるべき姿を議論してきましたが、これからの新十津川町議会が何をしなければならぬかならないのかを考える機会にもなりました。定数と報酬の議論は新十津川町議会のあるべき姿として、町民のみなさんと今後も継続して共に考えていかなければならないテーマと感じます。報酬額については、さらに議論を深め、議会として近日常に決めていきます。そして、今年度早い時期に町民のみなさんに説明するとともに議員報酬について新十津川町特別職職員報酬等審議会において審議してもらいます。

